

大蔵委員會議録第三十一号

昭和二十六年三月八日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 天野 久君
大上 司君 佐久間 徹君
島村 一郎君 高間 松吉君
清水 逸平君 苦米地英俊君
三宅 則義君 水田三喜男君
内藤 友明君 宮腰 喜助君
成田 知巳君 竹村泰良一君
深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(管財局長) 吉田 晴二君
大蔵事務官(銀行局長) 舟山 正吉君
農林事務官(大臣官房長) 塩見友之助君
農林事務官(大臣官房長) 富谷 彰介君
農林事務官(大臣官房長) 林金龍(農林局長) 富谷 彰介君
大蔵事務官 長谷井輝夫君
委員外の出席者
農林中央金 湯河 元威君
農林中央金 沼部 國春君
農林中央金 榎木 文也君
専門員 黒田 久太君
専門員 黒田 久太君

三月八日

委員勝間田清一君辭任につき、その補欠として、成田知巳君が議長の名で委員に選任された。

第一類第六号

大蔵委員會議録第三十一号 昭和二十六年三月八日

三月七日

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)(参議院送付)

同日

たばこ民営反対の請願外四件(圓谷光衛君紹介)(第一一〇七号)

同(松井政吉君紹介)(第一一三〇号)

同(關内正一君紹介)(第一一三二号)

同(奈良治二君紹介)(第一一三三号)

同(鈴木明良君紹介)(第一一〇八号)

未復員者給與法等の改正に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第一一二九号)

未復員者給與法の適用範囲拡大に関する請願(井之口政雄君外一名紹介)(第一一三三号)

同(第一一三三号)

朝倉病院の医療施設に対する免税等の請願(井之口政雄君外一名紹介)(第一一三四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

寒冷地住民の所得税軽減に関する陳情書(北海道市議會議長会会長小樽市議會議長岩谷静衛)(第三三〇号)

同(第三三〇号)

書(大阪府北区堂島西町一番地関西経済連合会会長中橋竹一外四十三名)(第三四五号)

公務員の退職給與金に対する課税免除の陳情書(近畿二府六県議會議長会代表和歌山県議會議長内田安吉)(第三四六号)

登録税法第十九條の四に関する陳情

書(川口市元町一丁目七番地日本電機株式会社榎杉貞明)(第三三八号)

輸入ともなうし及びごうりやんに對する関税免除に関する陳情書(広島市大手町八丁目百三番地広島畜産販売業協同組合連合会会長和田豊)(第三六〇号)

身体障害者に対する課税に関する陳情書(岐阜市雲雀町岐阜県身体障害者福祉協会西濃支部長高田精治郎)(第三六四号)

未復員者給與法等の一部改正に関する陳情書(福山市神野上町国立福山病院内患者醇和会代表五十川弘藏外百三十三名)(第三六五号)

を本委員会に送付された。

本日會議に付した事件

農林漁業資金通特別會計法案(内閣提出第六三三号)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

不正保有物資等特別措置特別會計法案(内閣提出第七二号)

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)(参議院送付)

○夏堀委員長 これより會議を開きます。

議案の審査に入ります前に御報告いたしますことがあります。これは参考

人の選定の件であります。昨日の委員會議において御決定を願いました関稅定率法の一部を改正する法律案について、参考意見を述べていただく方々を次の通り決定いたしましたので、この際御報告申し上げます。三月十日の關稅定率法改正に関する参考人として、日本關稅協會副會長尾關將玄君、東洋レヴィン株式会社會長、日本化学纖維協會副會長田代茂樹君、油脂製造業協會會長平野三雄君、日本石油株式会社會長、石油精製協會會長佐々木弥市君、帝國石油株式会社社長、酒井喜四君、日本乗合自動車協會事務理事堀田耕一郎君、漁業經營者連盟會長代理横山登志九君、以上であります。

○夏堀委員長 次に旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、不正保有物資等特別措置特別會計法案を廃止する法律案、及び昨日付託となりました国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。

○大上委員 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、二質問いたします。本法案の内容から見ても、いま一つ、いわゆるこれに対する貸付の條件が非常に緩和せられたように考えます。ということは、いわゆる減額し得る場合の限度を二割から四割に引上げた、こういうようなことになっておるのですが、昨年私たちが決算委員會

において国政調査におもむいて、各地方財務局を見せていただいた折に、いわゆる旧軍用財産はもろもろ国所有財産に所属すべきであつて、これが拂下げあるいは貸付しということになつております中で、いわゆる政府と約定というか、契約をしながら、それを納めておらないものに対して、当然となければならないにもかかわらず、立法上の措置がないために、貸付料あるいは支拂いの履行をしてもらへぬ。このように何つておるのですが、はたしてそういう法律があるのかないのか。いわゆるこれらものを強制的にとるといふ点をお尋ねしたいと思ひます。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、国有財産の貸付あるいは売却といふものにつきましては、税法等と違ひまして、国稅徵收法の規定のように、強制取立てといふようなことを規定した法律はないわけでありまして。従つて一方的に取立ての強行をするといふことはできませんので、そういう徴收をいたします場合には、最後には裁判上の手続をいたしまして、それによつて強制執行をするといふことになつております。

○大上委員 そういたしますと、現在それに該当し得べきもの、すなわちこ

ういふふうな國家の歳入に所屬すべきものが、まだ相当量入つておらぬと考

えるのですが、どの程度金額があるのか。これに対して當局はどのような

処置をなさるのか。われわれは薪炭需

給特別會計においての五十四億円の赤

字補填、あるいは今次大蔵委員会にかかりましたところの鉱工品貿易公団の、いわゆる赤字補填と申しますか、十六億圓何がしを一般会計から繰入れなければならぬというように、各種公団に対して政府が一般会計から補填までしなければならぬということが多々見受けられるのですが、さいせん申されたところのものはどの程度あるのか。あるいはこれに對するところの当局の処置方法いかん。この二つをお尋ねいたします。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの、売拂い代金または貸付料等の收納未済額が、どのくらいあるかというお話ですが、この金額は、大抵昭和二十一年度のものが百四萬圓、二十二年度が四千萬圓、二十三年度が二億三千万圓、二十四年度が四億四千万圓、二十五年年度が三億三千万圓、合計十億五千万圓というものが、今のところ收納未済としての金額でございます。これはどういふわけでこんなに大きなものがあるかということについて、おそらく御疑問があるかと思うのであります。が、国有財産がこういうふうな膨大になつたのは、いわゆる終戦によりまして、陸軍、海軍の旧軍で持つておりましたものが、一度に不用になりまして、いわゆる普通財産として処分し得べき財産となつて参つたのであります。これを大蔵省で引継ぎまして所管いたしますのに、その当時もちろんそういうような人員はほとんどおりません。そこでこれを管理いたしますのに、非常に膨大な人員を採用して、その管理に当らせるといふような措置をとりますれば、あるいはそれが可能であつたかと思ひますが、それには非

常に膨大な人件費があるわけでありまして、またそれを処分して行く場合には、それを整理するといふような必要が起りました。それも非常にめんどろなわけでありまして、そこで当時の事情ではやむを得なかつたと思つたのであります。ことに当時関係方面においては、その処分を禁止して、一定の期間は処分できなかつたのであります。そうしますと、その間ただ管理、保管だけを相当期間にわたつて続けなければならぬといふことは、国としては非常に負担が大き過ぎる。そこで、とにかく民間の方でそれを使用したいという場合には、なるべくこれを使用させて、使用させると同時に管理、保管さすといふ措置を講じたのであります。これを非常に短期間にやりましたので、中には多少その保管、あるいは最後の、売払いに至るまでの処置として不備といふようなことがあつたのであります。そういうような関係で、とにかく全面的に一応保管させたことになつております。そこでその後にいろいろ売払いの問題になつて参ります。が、何分にも一応向うは入つておりますので、非常に立場が強い。そこへ持つて来て、いろ／＼歳入を急ぐために、買いたいと言へばすぐ契約を締結しまして、売払いを急ぐといふことになつて参ります。さういふふうな一応債権はできるけれども、實際上向うに入つておる。従つて未納の形をとるといふような件数が、相当にふえて来るといふ状況になつておるわけでありまして、従つてこれに對して、われ／＼といたしましては、できるだけこれを整理するといふことは、もちろん考えはおるわけでありまして、最近に至り

ましては、新しく貸し付ける場合には、もちろんそういうことを十分考慮した上でやつておるのであります。特に先ほど申し上げましたような事情に加えて、とにかく一般の日本の経済の状況から申しますと、日本経済全体が非常に小さくなつたのであります。が、旧軍の設備といふものは、ある意味においては一時不用設備となつたのであります。それに、いろ／＼と先ほど申し上げましたような保管、管理の関係が生じた関係上、なか／＼實際問題としては、その代金徴収が困難であるといふ状況になつております。しかしながら漸次これの回収に努めて参つておりました。最近においては、法務府に取立てを依頼いたしました。強硬措置をとるといふような状況に転じて参りました。また現在関東財務局管内で法務府に取立て依頼をいたしました件数だけを見ても、約六十六件ばかりでございます。そのうち納入によつて完結したものが二件、解約したものが一件、ほか和解成立が九件、その他現在交渉中のものが五十四件といふような件数に上つております。が、とにかく相当程度強制的な措置をとるといふことは、やはり必要なことと考へまして、これに對しては十分措置を講じたいと考へております。また一方においては売払いの措置に追われておつたわけであります。最近経済状態の好転によりまして、売払いの方にはや余力が出たような感じがいたしますので、前からの残つておる未済事務の整理という点に力を注ぎまして、さういふ未納のあるところに対しては、何べんでも出かけ、また場合によ

つてはすわり込んで督促をするといふようなことによつて、漸次整理が進んで来るといふような状況であります。○大上委員 未收納金が現在約十億圓余りあるのではありませんか、これは大体売拂いまたは貸付等について、当然十分入るべきものであるという判定のもとにおやりになつたと思ひます。單なる私企業における商品の売買とこれは違ふ。今御説明の通り十億という未収が出てゐる。もちろんこれについて法務府に取立て依頼をなさつてゐると思ひますが、今和解という言葉が出ましたが、どの程度和解がついたか。これは別かも知れませんが、なおさらこれに未納となつた場合に、會計法上國家の歳入歳出の面でのどのような処置をおとりになさるか。結局これはまたどこから補填するののか、あるいは性質上さうでないのか、どういふ御処置をなさるのか。それから終戦直後から今日までよく虚脱状態といふ言葉が言われ、あるいは會計検査院の各年度の検査報告の批難事項について、各役所にはなほ遺憾である、責任を痛感してゐるというふうな單なる逃げ言葉の結びが多いのです。ところでさういふふうにはつきりしたものでない未納入が十億圓近くあるといふことは、行政措置上の誤りであるのか。さもなければ、さいせん質問申したように、これは行政的に取立てる法律上の法的処置がない、すなわち法律上から来た欠点か。次に、將來これはどの程度回収できるのか。なお本法案をもしも施行することになりましたら、將來はさらにこの未収入金が増加するように私は思ふのですが、行

政当局としてはこれが増加すると思へるか減ると考へるか。この三点をお尋ねします。○吉田(晴)政府委員 まず第一の問題でございますが、未収入が非常に多いといふことは確かに遺憾な点でございます。未収の生じた原因を考へてみますと、先ほどお話ししましたように、当時の経済状況あるいは終戦後の特殊な状況によつて、さういふ措置をとるのやむを得なかつた。それによつて、他面においては國費を非常に節約してゐる。これは、かりに人件費をとつて考へてみましても、相當な金額に上ると思ひます。さういふ点を考へてみますと、当時はあの措置もやむを得なかつたのではないかと引續いて起りましたさういふ未納の状況をいふものも、多少その点で御了解を願ふところもあるのではないかとさういふふうに考へております。なお欠損の問題でございますが、これは一般會計の金額でございますから、ただ歳入がそのまゝ入らなかつたというだけでございまして、別に補填するとか何とかいふ問題は起さないわけでありまして、また売拂い代金については、代金そのものが入つて参りません場合には、財産そのものの所有権は残るわけでありまして、財産そのものの価値はもちろん減らないことになつてゐるわけでありまして、さらにこれがどの程度回収できるかというお話でございますが、さういふわけで、解約あるいは取消しあるいは他の者に売却するといふような措置を講じますことが円滑に行くようになりますれば、これは非常に減つて来ると思ひますが、ただ従来から一時使用しておつたものに対し

ては、非常に酷なことも起ると思うの
です。一般の経済状態がよくならず
れば、そういう見込みも非常に増加す
るわけでありまして、ただいまここで
数字をあげてお答えするわけには多
ませんが、最近の状況においては、相
当程度解決する自信を持っておりま
す。

○大上委員 ではお尋ねいたします。
ただいまのお答えの中に、国の状態が
よくなれば未収納金もおのずから減る
のじやないかというお言葉がありました
が、私はその説明では納得できません
。なぜならば、これを貸付あるいは
売却する場合、当然相手の資産能
力、その他いわゆるあなたの方の施行規
則といえますか、あるいは事務規程な
どによつて、縛られた範囲内におい
て、ときの経済状態、いわゆる二年、
三年後ということとを全然のけられて行
政的な処置で拂下げられておる。と
ころが未収納金を回収するについて、
そういうような国の経済動向といいま
すか、動態経済を把握してこれを査定
し、なお特定者に拂下げまたは貸付し
をさせるというようなことは、どうも
われ／＼は納得できない。この点いか
ん。

さらにもう一点続けて聞きたいの
は、昭和二十四年度の決算検査報告書
の中にござりますが、この批難事項を
見ておきますと、ずいぶんいろいろ
な問題がある。報告書六十二ページか
ら続いておられますが、国有財産の貸付
料及び売却し代金の収納処置を得な
いもの、この金額が非常に多い。しか
もその中を見ますと、貸付料の収納処
置を得ていないものといひまして
土地、機械、建物等もずいぶん含んで

おり、この金額が相当な数字に上つて
おります。その次にあがつておるもの
といひましては、売却し代金の収納
処置を得ていないもの、これもずい
ぶん件数がある。それからさらに機械
の貸付料が低値に失したものといたし
ましては、東京財務部で昭和二十一年
から大建産業に貸し付けた元陸軍省の
工場の機械四百六十二台の貸付料の算
定にあたり、昭和二十三年八月統制額
の改訂があつたにかかわらず、二十
三、二十四年度の貸付料金を二十一
年貸付当時の統制額を基準として、低
値に決定していたので注意したとこ
ろ、百八十一万九千四百七十七円を追徴せ
しめた、こういう問題があるのであり
ます。なおさらに船舶の売却しについ
ても処置を得ていないもの、あるいは
未完成船舶の売却し処置を得てい
ないもの、特殊物件の売却し代金の徴
収処置を得ていないもの、物納財産
の—数えれば枚挙にいとまがない。

さらに申し上げます。国有財産の管理
当を得ていないものといひまして、
財務部は東京、大阪、熊本があがつて
おる。こういうものが相当額ありま
す。こういうふうな批難事項は枚挙に
いとまがないほどたくさん出ておる。
これは当然今吉田局長が御説明になつ
た未収納の十億円何の算定の問題
にもからんでおるので、各行政庁の批
難事項のパーセンテージから見ます
と、この旧軍用財産の貸付及び譲渡
は、もちろん国有財産の処分あるいは
これに関する批難事項が非常に多い。
これはいかなるわけか。さいせんお尋
ねいたしました行政上の措置の誤り
か、立法上の誤りかということここ
から聞いておる。あまりにもこういう

不正事件が多過ぎる。あなたの方とし
ては当然これに対する回答が出てお
りますが、なお回答書にもさいせん申
しました通り、はなはだ遺憾である
という結びが多いように見受けられる。
これは一体何に基因しておるのか。さ
らにあらためてお聞きします。なおお
答えの内容によつては、この批難事項
を一つ最終点までお尋ねするかもしれ
ません。

○吉田(晴)政府委員 最初の第一の点
でございますが、つまり貸付あるいは
拂下げの場合には、当然相手の資力を
見てやるべきものだ、そういう点はま
ことにお説の通りでございます。特
に最近においてはそういうように努め
ておるわけでありまして、先ほど御説
明いたしましたように、終戦直後の問
題といひまして、また管理保管の責
任を早く果さなければならぬというよ
うな状況のもとにおきましては、その
点はなか／＼円滑に行かなかつた。こ
とに人員も非常に少いときに、そうい
う機構もできていないときに、非常に
大きな財産を一時に引受けて処分をし
たということにおいて、非常にその点
遺憾な点が多かつたということがあつ
たわけでありまして。なおただいまの決
算の批難事項の点でございますが、こ
れは確かにお話の通り非常に件数が多
いように思ふのでござります。これは
何と申しますか、国有財産の処理その
ものが非常にむづかしい。そういう財
産の評価等につきましても、その金額
を幾らにするかということについて
は、一般の問題といひまして非常に
むづかしいのであります。さらにこれ
が具体的な問題になつて参りますと非
常にむづかしいのであります。ことに

これが税金の査定のように国の方であ
る一定のいろ／＼の金額を出して来る
というものであるならば、まだそこに
ややばつりした線があるわけであり
ますが、国有財産の評価の場合、これが
相手方との売買の問題になりますと、
相手方が非常にこれをほしがらる場合
に割合金額が上がるわけでありまして、
相手方があまりほしがらない、しかも
それが向うに入つておる、一時使用し
て中へ入つておる場合には、なか／＼
その金額の査定がむづかしいと申しま
すか、あるいは相手方がほしがらない
場合、話が円滑に進行しない。しかし一
方歳入を上げなければならぬ、何
とかこれを売り拂わなければならぬ、何
んので、ここに行政執行者として非常
に困難な立場があるわけでありまして。
そういうようなわけで、今の問題も相
当起きて来る問題ではないかと思いま
す。また実際問題といひましては、
貸付料なりあるいは財産の売却し代金
の評価の問題といひまして、いろいろ
具体的な点に当つてみますと、いろ／＼な
事情があります。一々それを御説明す
る場合におきましては、なるほどこも
つともだといふような点もございま
す。たとえば二十三年年度の決算の審査
のときあたりにおきましても、価格の
評定が低過ぎるというふうな検査院の
批難のござりました事項につきまして
も、これをよく御説明いたしました
ところ、なるほどそれはもつともである
という事項もあつたような状況でござ
りまして、具体的な事項に当ります
と、いろ／＼御了解を願えるようなこ
とも多いと思ふのであります。以上簡
単でありますがお答え申し上げます。
○竹村委員 今のことに関連した問題

でございますが、大抵現在まで未収に
なつておる相手方というのは一体ど
ういふ層ですか。拂下げられた相手は
一体どういふ層ですか。たとえば会社
であるか、個人であるか。たとえばや
むを得ぬ事情で、元の兵舎なんかにか
家庭を持つて、その家を買ったけれども
これが拂えぬ、こういうふうな層にと
うに大衆的な層に属するものか。おそ
らくそういう人に対しては従来の例か
ら見て処分しておられないと思ふの
で、その未収になつておる相手は、お
そらくこの当時は相当な会社とか資本
家とか、そういうものかと思ひます
が、その点をひとつ明快に聞かして
もらいたい。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの未収
になつておるものの相手方でござい
ますが、これはいろ／＼千差万別でござ
います。もちろん個人もござります
が、また一般の事業会社等も相当数あ
るわけでありまして。これは決算書の批
難事項にも一部その名前があがつてお
りますが、相手方といひましては、い
ろ／＼なるものがある。特にどういふ
のであるかということをおし上げるあ
れはないのであります。種々のもの
があるということを一応申し上げま
す。

○竹村委員 それでは二十四年度の決
算報告に出ておる売却し代金の収納で
きないもの、あるいは貸付のものに對
して回収できないものが、現在でも残
つておるのであります。その点はど
うですか。

○吉田(晴)政府委員 二十四年度の
ものにつきましては、そのうち一部の
ものがすでに収納済みになつておるも
も、一応とにかく検査当時には未納だ

つたという意味であがつておると思うのです。一部のものはまだ未納になつておると思ひます。

○竹村委員 その点で名前を出すのはどうかと思つてあげなかつたのです。が、はつきり申し上げますと、たとえば東京建物とか、大阪船舶とか名古屋建物とか、こういうようなところは二十四年度が未収に出ておりますが、これは決済がついておるのですか。

○吉田(晴)政府委員 ただいま個々のものについて、はつきりとわれ／＼の方で記憶しておりませんので、調べましてから後ほどお答えしたいと思ひます。

○竹村委員 たとえば貸付の三千百万円、株式会社播磨造船所、こういうのは解決がついておるのですか、ついていないのですか。

○吉田(晴)政府委員 播磨造船所の分はこれは一部入りまして、一部まだ未納の分が残つております。

○竹村委員 大体少くとも国の大臣が経営しておるものが未収になつておつて、今までそのまゝ解決がつかぬというところ自体が、こういう軍用財産の処分にあたつていか不正が行われておるかという証憑だと思ふ。この問題については、二十四年度決算に現れたうちで、現在どれとどれが解決して、どれとどれが解決していないかというところを、当委員会にぜひはつきりしていただきたい。委員長から、先ほどこれをききよう討論採決したいということであるから、われ／＼は無理にそれを引延ばしたくない。われ／＼はそれを了解して討論採決しますが、しかし二十四年度決算において、未納のうちのどれが解決して、どれが解決していな

いか。たとえば今の播磨造船所の問題も、政府が未収のままほつておくというところはけしからぬので、少くともそういう問題については委員長から、当委員会に後日資料を出して詳細にしてもらふことを要求していただいて、私はこの問題の質問は打切りします。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの播磨造船所の問題でありますが、これは一部まだ未収がございますが、大体これは最近において解決がつく見通しになつておりますから、その点ちよつとつけ加えてお答えしておきます。

なおいまだいまの軍用地の接収の問題でございますが、これはお尋ねの意味がはつきりいたしません。あるいは軍用地というものは、つまり進駐軍の軍用地として接収するという意味ではないかと思ひますが、もしそれでございませうならば、これはおそろく一応特別調達庁の方の問題ではないかというふうに考へるのでありますが、その点について、はつきりいたしませんと……。

○竹村委員 その軍用地ということも、たとえばそれが進駐された当時占領軍の軍用地としてされるならば、これはまあそういうことも考へられるの

ですけれども、たとえば二十四年の十二月に東京の東秋留村において土地が取上げられておるわけですが、こういう問題は、二十四年度つたらにわかになつておることはないで、そういう点は一体どういふふうに補償をするのか。この点をやはり聞いておきたい。それ以外のところにもこういうことがあるのですが、最近になつてにわかになつておるのかどうか。現在軍用地が処分されて耕作地になつたものが、再び軍用地として取上げられるというものが最近あるのかどうか。あなたの方で調査した点があればそれを知らせてもらいたい。

○吉田(晴)政府委員 私は国がそれとさらに取上げるということがはつきりいたしませんのでありますが、たとえば道路にするとか、あるいは何とのかの関係で、建設省あたりの関係がございまして、あるいはいわゆる土地收用的な問題があれば、時価で補償するといふような問題があるかと思ひます。しかししたたいま軍用地というお話がございしますので、おそろくこれは進駐軍の方で、PDで接収する場合のことではないかという気がするのであります。

が、そういういたしますとこれはわれ／＼の所管であります。一応借上げの形式をとるのではないかと思ひます。将来講和会議なり何なりになりましたときに、それを実際に買い上げるとか、あるいは補償するとか、何かそういう問題が起るのではないかというふうに考へるのでありますが、ただいまのところはそれはまだはつきりいたしてないやうに思つております。

○深澤委員 提出された資料の中に土地建物があるわけですが、警察予備隊がこの土地建物を使用しておるということ、われ／＼は聞いておるのでありますけれども、一体警察予備隊が使用しているのかどうか。また使用しておるとすればどの程度使用しておるのか。その点を明確にお聞きしたい。

○吉田(晴)政府委員 提出資料の中に、警察予備隊が使用しておるところがたしかあつたやうに記憶しております。ただいまのところ警察予備隊が一時使用しておるところも、こちらでわかつておるところもありませんが、非常に最近の事態でございしますので、まだそういう意味の調べはしておりませんので、全部のこととはちよつと申し上げかねるわけでありませう。

○深澤委員 あなたが国有財産を管理されておつて、警察予備隊が現実に使用しておることを御承知ないということ、は、どうもわれ／＼は不可解千萬であります。では今まであなたが承知しておる範囲内ではどこどこを使つておるか。それを明確にしてもらいた。

○吉田(晴)政府委員 前回の委員会でも申し上げましたやうに、国有財産の管理は、全国に十の財務局がございまして、その下にまた各県に財務部がございします。また出張所がございします。そこで管理をしておりますので、この一々の仕事を大蔵省で全部やつておるわけじゃないのであります。そのうち一定の権限は全部財務局、財務部にまかしてあります。むしろ具体的な案件は財務局の方でやることになつておるわけでありませう。一定のものだけが本省の方に出て来る、こういうやうな仕組みになつてやつておるわけでありませう。

す。従つて今の一々の案件は私の方に出来ておりません。すでに報告の来ましたものを讀み上げてみますと、関東地方では横須賀の久里浜、千葉県の松戸、立川、川越、それから近畿の舞鶴、それから北海道の真駒内、札幌の苗穂、それから東北地方の仙台の原町、同じく多賀城、それから東海の岐阜県、それから四国は善通寺、九州の針尾、久留米、大体そういうところがわれ／＼の方で今わかつております。

○深澤委員 今あなたは末端の権限でやつておるのでよくわからないというのですが、少くとも大蔵省が報告を受けることは間違いないのでありまして、末端でやつておることが急速に報告され、それを必ずまとめられていくてはならぬのですが、こういう資料があるにもかかわらず、どうもわからないとおつしやつたことに對してはわれわれは不満であります。

それから第二には、賠償指定旧軍用施設転用状況調べというものをもちつたわけですが、この資料ははなはだ不完全であると思ふ。なぜかといへば、転用したその施設を使つておる者が、だれかということが明確になつていないわけだ。たとえば第一海軍技術廠というやうなものがあつて、これは技術廠としてやつておるのではなく、だれかが借りてやつておるのか、あるいは譲り受けてやつておるのかというやうなことになると思ふのですが、やつぱり民間の譲受者あるいは借受者というものがあつておるのか、これはあるのですか、ないのですか。

○吉田(晴)政府委員 非常に早急に足りませんでしたので、多少不備な点があつ

て恐縮なんです、これはただいま賠償指定のものでございますので、全部一時使用のもので、まだ売り拂つたものは一つもありません。それから会社名はわかつていないものもありませんので、お尋ねの点はあるいはここで申し上げられるかと思ひます。

○深澤委員 わかつていないものもあるというふうな御返事は、はなはだ不満です。なぜかといへば、そういうものから申請が出、それを十分調査してあなたの方で許可されているのです。従つてこれは明確にわかつていなくちやならぬといふことは、言うまでもないのです。従つてこれはあとからでもよろしゅうござりますから、この一時使用者の名前を明確にお知らせ願ひたいと思ふわけですが。

その次にこの旧軍用財産の現況調べというものが、表に出されているわけですが、金額が総額で七十七億四百万円ということになっておりますが、これは台帳価格によるということになつております。ところが法案の方では時価の二割引とか、あるいは四割引とかいうことで譲渡する、あるいは一時使用といふことがわかつているわけですが、これは時価の二割引あるいは四割引といふような評価をやつたその評価を、ここにお書きになつていられるのですか。それとも終戦時か何かの台帳価格によつて計算されているのか。そうすると実際と帳簿とが違ふのではな

いかと、しるうと考へて考へるのですか、この点のいきさつをひとつ……。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの評価の点は、これは台帳価格でございます。これは国有財産法に規定がございまして、国有財産の帳簿に載せる価格

というものは、台帳価格いわゆる取得価格ですが、それによつてやれという

ことに規定があるので、それによつてやつていられるのです。なお時価をどうして帳簿に載せないのかといふことでお尋ねがあるわけですが、これは昭和二十七年に、つまり再来年度に時価を調査いたしましたして、それを別に台帳価格以外に帳簿にあげるといふことに、

たゞいまの国有財産法の規定はなつております。これは五年ごとに更新する。従つてまだ現在はその段階に来ておりませんので、いわゆる時価といふものが一々帳簿に載つておりません。われ／＼の方としては、こういう整理をいたします場合に、普通これを台帳価格によつて出すのが一番正確だといふことになつて、特にそういう意味におきまして、この価格ばかりでなしに数量の点もここに掲記いたしました。それによつて御判断願ひたいということにしております。

○深澤委員 そうするとこの台帳価格は、取得価格によるということになりますと、終戦以前の台帳価格ということになりますね。そうするとつまり終戦以前と、終戦後における物価は非常に開きがあるわけで、この七十七億という評価は、時価に換算すると、おそらく百倍以上にもなるというふうな結果になると私は思ふ。その点はどうですか。その台帳価格の基準は取得価格といふことになると、戦争以前の価格といふことに理解してよろしいですね。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの点は御意見の通りであります。戦前の価格でございますから、時価を算出する場合には、これに相当の指数をかける

いうことに相なつております。

○深澤委員 そういたしますと、たとえば返還済みのうちで売却済みというものがある。これが十二億八千万円といふことになりまして、台帳価格で十二億八千万円といふことになつて、帳簿だけは整理されているわけですが、実際の売却の価格は違つていふと思ふのであります。なぜかといへば、時価の二割引、三割引、四割引といふこととでやつておるのでありますし、相当な開きがあると思ふ。そうするとこの台帳に記入した売却金額以上の金額は、一体どういふぐあいになつておられるのでしょうか。その点をひとつ明確にしたいと思ふ。

○吉田(晴)政府委員 これは現況調べとしてこの表をつくりましたもので、全部台帳価格で整理いたしました。従つてここに書いておられますような売却済みも、もちろんこれは台帳価格でいたしました。そういういたしませんとこの表が非常におかしなものになつて、時価で落しますと、むしろマイナスが出て来るということになりますので、台帳価格で落してあるわけであり

ます。もちろんこの売却済みの価格というものはこれ以上のもので、これはもちろん購入として上つて来るわけでありまして、特にそれを台帳上整理するといふことはしてありません。ただ先ほどお話ししたとおり、この売却済みの中で、時価で別に割引をして売つたといふものは少いわけでありまして、これはこの法案をこらんになつてもわかると思ひますが、公共団体の営む医療施設、学校施設、この二つに限つて価格の割引をしているわけでありまして、その中でこれに該当

するものは非常にわずかであります。

また今回ここに公共団体の営む社会事業施設も入つておりますが、これはまだ従来は実績としては入つておりません。割引をしたことはいないといふことになつております。

○深澤委員 そうしますと、しかも台帳価格で十二億八千万円が売却済みになつておるのであります。実際の収入額は幾らになつておりますか。その点をひとつ……。

○吉田(晴)政府委員 これは毎年度ずつと収入になつておられますので、価格がだん／＼に上つておられますので、その倍額といふものが、その点から行きま

すと不明確になつて参るわけでありまして、一応なまの数字で申し上げますと、二十二年年度の歳入の実績が大体九億といふことになつております。二十三年度が二十七億、二十四年度ははかの国有財産が入つておられますので、多少違つて参るかも知れませんが、やはり大体二十億程度でございます。

○深澤委員 二十五年の見込みはわかりませんか。

○吉田(晴)政府委員 二十五年の見込みは、これも九月末でとつてあります。大体二十五年度全体で、予算と申しますか、現在の収入見込みでは三十億は入るかと思ひます。

来るのです。この収入はその予算の上では、あるいは決算の上では、どういふ科目でこれを処理されているのか。どういふ会計にこの収入が入るのか。その点を一つお伺ひしたい。

○吉田(晴)政府委員 これは予算の上では全部一般会計の歳入になつて入つて参るわけでありまして。

○深澤委員 そういたしますと、おそらく予算の上では官業及び官有財産収入といふことになると思ふのです。ところが二十五年の官業及び官有財産収入は、二十五年におきましてはつまり官業財産収入へ入るわけですね。この中にどういふものを全部含まれておられる。そこで処理するといふことですね。そうすると、二十五年における旧軍用財産収入の金額がもしおわかりになりましたら、ちよつとお伺ひしたい。

○吉田(晴)政府委員 ただいまお話しになりました官業官有財産収入といふのは、おそらく予算の項目に載つておりますものだと思いますが、その中には軍用財産以外のい／＼な財産が入つていられる。ことにこれが大蔵省関係でなしに、各省関係のものも入つて来るわけでありまして、その中からこれを拾ひ出して予算の数と合せて申し上げることは非常にむづかしいのです。一応われ／＼の方で二十五年の歳入として見込んでおられますものが、先ほど申し上げましたように、大体軍用財産関係のものが、貸付料と売却と合せて三十億程度ある、こういうふうな考へております。予算のときわれ／＼が見ておりましたのは、財産としては二十四億と見ており、このほかには有価証券の収入を相当見ておつたのでありま

すが、その後有価証券の方が非常に証券市場が悪くなりまして、期待ができなくなつて、その方が減つて来る見込みであります。一方において最近鉄の値上り等もありましたので、その方では機械のスクラップ等の収入が相当ふえて来る。そこで軍用関係のものは三十億程度になるのではないかと思ひます。

○澤澤委員 今の収入は大体わかりましたが、そうすると二十五年度をずつと累計して貸付料の未収が現在幾らあるのですか。もう一つは売渡し代金の未納が幾らあるのですか。その点はどうですか。

○吉田(晴)政府委員 これは先ほど大上委員からのお尋ねのときに申し上げましたのは十億でございまして、これの内訳を申し上げますと、売渡し代金六億七千万円、貸付料二億八千万円、弁償金その他九千七百万円という数字であります。

○小山委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案、並びに国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案の三案につきましては、すでに質疑も盡されたと思ひますので、この際右三法律案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切れんことを望みます。

○夏堀委員 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議ないようであり

まするから、以上三案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

これより、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。成田知巳君。

○成田委員 日本社会党を代表いたします。本法案に賛成の意見を述べます。

賛成の理由であります。本法律並びに改正法案の趣旨というものが、敗戦によりまして遊休化し、眠つておりますところの軍用設備を活用、転用するところにあつたと存するのであります。委員会の質疑で明らかになつたところを見ますと、売却代金あるいは貸付料金の回収に遺憾な点が多々ある。あるいはまた、売却、貸付の相手方について、遺憾な点があるように見受けられたのであります。これは結局法律の運用にあやまちがあつたと考へております。従つて本法案の立法精神にのつとりまして、平和産業の育成あるいは医療設備、社会施設、こういう方面に遊休化する軍用財産を活用、転用することを強く希望しまして、本法案に賛成するものであります。

○夏堀委員 深澤義守君。

○深澤委員 日本共産党を代表いたします。本法案に反対の意を表明するものであります。

旧軍用財産は、かつての日本帝国主義の侵略の道具になつたものであります。従つて終戦と同時に、日本の平和的再建のために、また民生安定のために、急速にこれを処置すべき責任が当然あつたわけでありまして、しかるにもかかわらず、在再日を送つて今日まだ

未整理の状態にあるということは、日本の平和的再建に対して熱意のない現われであるということを、われわれはここに指摘しなければならぬのであります。

さらにこの整理にあたりまして、幾多のスキヤンダルが存在しているのであります。本委員会の質問中にも明確になりましたように、この財産の貸付料あるいは売却代金あるいは弁償代金等が、十億もまだ未納であるというに至りましては、まことにわれわれは不満であります。大蔵省は税の取立てにあたりましては、苛責なく一般大衆から差押え、競売を強行してとつておりながら、こうした膨大な軍用財産の貸付料、代金未納の問題については、非常な寛容な態度をとつておられるのであります。特にわれわれが指摘しなければならぬのは、この貸付料の未納の中には、吉田内閣の重要閣僚の關係してあるところの播磨造船所が、この問題に関連してあるということについては、まことに遺憾の意を表明せざるを得ないのであります。

第三点といたしましては、この旧軍用施設が、最近における日本の置かれてゐる国際的立場として、国際帝国主義の極東侵略の拠点として再編成されつつある折から、この旧軍用施設が再び軍事的目的に使用されておるといふ事実であります。本委員会の質問においても明らかなるごとく、警察予備隊の施設は、この旧軍用施設を全部使つておる。おそろしく今後増加されるところの警察予備隊に對しては、これが未利用の部分が使用されて行くといふことは、もはや明らかな事実であります。警察予備隊が軍隊であるといふことは、何人も否定することができない現実の事実であります。さらに未返還の幾多の旧軍用工場が現在軍需工場として、朝鮮作戦のために大いに役立てられておるといふ事実は、明らかにボツダム宣言並びに極東委員会が決定しておるところの、日本の軍事力の復活をしてはいけないという決定に違反する方向であると、われわれは指摘せざるを得ないのであります。こういうような意味において、私はこの旧軍用財産を急速に民生安定と平和的再建のために使用すべきである、そういうことをわれわれは主張するのであります。これが逆に軍事的方向に使用されておるといふことに對しましては、断じてわれわれは賛成することができないのであります。この意味をもちまして、共産党を代表してこの法案に反対するものであります。

○夏堀委員 討論は終局いたしました。これより本案を議題として採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○夏堀委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○夏堀委員 次に不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○小山委員 ただいま議題となりまして不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案、及び国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案の二法律案につきま

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

しては、この際討論を省略し、ただちに採決に入らんことを望みます。

○夏堀委員 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

○夏堀委員 御異議ないようでありますので、右両案に対する討論はこれを省略して、ただちに採決に入ります。

す。ついでにはまず農林中金の将来の資金運用についてのお見通しについて、まずお伺いしたいと思うのであります。申すまでもなく農林中金は、特に預り金が季節的にその増減の変動が非常に多い。供米代金の入った年末年始が非常に多くて、春夏が非常に少い。たとえば昨年度などは年間二百億くらいは幅がある。しかし一方貸付の方はそれほど増減にはなっていない。大体昨年度は三百億を維持しておるようなことであります。この資金繰りは非常に御苦心なさつておられることと思うのであります。将来の見通しを承りたい。すなわち特に預り金の減少した場合などのギャップは、食糧代金の食管からの借入金あるいは日銀の借入金等でまかなつておられるようでありますが、食糧代金の借入金などは、麦の統制廃止などの事情によつて、従来は借入金の借入金を受けることは、困難でなかつたかというふうなことを考へるのではありません。一方また資金需要の方は、特に今年の上半期においてどの程度の需要がありますか。これに對してどういふふうになつて行かれるか。まずその点をお伺いしたいと思ふのであります。

○湯河説明員 ただいまの御質問はまことにむずかしい問題で、われ／＼も日夜そのためにどうしようかと苦勞いたしておることです。農林中金の資金需要は季節的に大きな変動を描きます。その余りですときは秋口でございまして、それは需要が系統関係にないからであります。また春先になりますと、蓄積した資金が非常に減少いたします。しこうしてそのときに農山漁村の方におきまして非常に資金需要が多い。そのことはただいま御質問のございました通りでございます。また特に資金の不足いたしましたとき、従来日銀借入金または食糧代金の前受金をもちまして、操作をいたして参つたのであります。特に農林手形制度等を設けまして、農業手形を日銀の適格担保にとつてもらひまして、そうして日銀の借入金をいたして来たのでございまして、一方食糧代金につきましても、御質疑の通り今後これがいつもこの通りに参るとは、われ／＼として予測できませんので、この点は備みでございます。われ／＼といたしましては、農村の蓄積がさうに季節的に変動いたしますような姿を極力食い止めまして、できるだけ農村の安定した蓄積を多くいたして参りたい。そうして春先資金需要の高いときに、資金が不足することをできるだけ少いようにいたしますことが本質でございますが、とてそれだけでは参りませんので、日本銀行の借入金というのをもやむを得ぬことであり、また当然のことであると申してもよろしいと思ひます。一時的の借入金でございまして、秋に蓄積がでますすればそれを全部貸してしまふのでありますから、この点は農業手形あるいは手持ちの国債、社債等を日銀に担保に持ち込みまして資金を調達するといふ道は、将来とてわれ／＼は確保して参りたいと思つております。もしも食糧代金の借入金が減つて参りますと、あるいはこれでも及びがつかぬといふこともあるかもしれせん。われ／＼は実はこの段階に入りまして、農林債券発行の道もお與えいただきましたのでございます。われ／＼はいろ

いろむずかしいようではございますけれども、ただいま申し上げました蓄積資金の減少を少からしめるように、安定資金を確保するといふこと、それから日本銀行の信用によりする資金を確保すること、それから農林債券によつてその資金の不足を調達する、この三本柱は本格的なものであらうと思ひます。食糧代金の減少に一応たゞいまして、さうな気分をもちまして、対処する心構えを持つておるのでございまして。しかしなか／＼むずかしいことではございまして、またいろいろお教へいただきたいと存じます。

○農林委員 この上半期の資金需要の面は……

○湯河説明員 申し落して相済みません。ただいまの資金計画では、今日は約八十億くらい資金を増加するという貸付の需要増加を予定いたしております。ピークにおきまして八十億くらい……

○農林委員 その八十億は大体たゞいまの御答弁にありますような三つの方法でまかなつて行けるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○湯河説明員 われ／＼のたゞいまして、参ります予定が狂ひませんとき、まかなつて行ける見込みを持つております。

○農林委員 食糧代金借入金でありましたが、昨年の一月は三百十億出ており、今年の一月は百八十億、約百三十億は食管からの借入金が減つております。これはすでに何か麦の統制廃止を見通してどういふふうな特に少くなつたのか。こういう率ですでに減らされて行くことになつておるのか。非常に少くなつておる理由、事情

を承りたいと思ひます。

○湯河説明員 私概念的にしか存じませんので、もし御満足行きませんければなお係りがおりますので、説明を補足させていただきますと思ひます。昨年のたゞいましては特に多かつたのでございまして、今年は特に減つておるという事実はございせん。昨年何ゆゑに多かつたかと申しますと、この点あるいは申し上げることは適當でないかと思ひますが、お聞きとりいたしますれば、政府の方で食糧代金を農林中金にお渡しになるものが足りませんでした。農林中金で立てかえをいたしました。政府はその利息をお払いする予算がなくなりまして、食糧代金の前渡金を多くお與えになりました。償いをするというのが、實際のことなのであります。こういうことを申し上げることが政府としてはいけないのかもしませんが、御理解いただきますればさうなことであります。一昨年は立てかえが非常に多うございしたので、昨年の今ごろ政府からさういふ資金がわれ／＼の方に來ておつたのであります。ところがインフエントリー・ファイナンスはいかぬという御指示がありましたためです。政府はさういふことは今年はないといふ方針でおられました。立てかえの起らないように十分お氣をつけになりました。予算を組むなりそれを実施するなりしてあります。そこで今年のたゞいましては昨年のような数字が現われておりません。ただいままだ麦の前渡金は減つておるのではないかと存じます。麦の前渡金はやはり麦が熟して参りますときに参りますと、政府はお

渡しになりません。これは麦の統制の事情の変化によつて、われ／＼も非常に懸念をいたしておるところでございます。大体さうなことであります。

○農林委員 食管からの借入金も将来ずつと減つて行く見込み、これははつきりしたわけでありませんが、さういたしますとこの金を運用しておられるに ついては、これが少くなれば、私は詳しくは存じませんが、これはかなり資金コストの低いものである。これが少くなるといふことは、農林中金の收支決算上相當に來るのではないかと、こういう懸念があるのであります。この点は具体的にどういふふうな打撃を受けるか、お伺いいたしております。

○湯河説明員 お察しの通りでございますが、来年度におきまして食糧供出代金の前渡金が著しく少かつたということにつきましては、われ／＼はあまり少くなかつたといふ見込みを持つておりますが、少くなつて來るといふことはあるいはあり得るかと思ひます。さういふことには、どうしても採算は苦しくなります。しかしその響きが組合金融全体に現われますことを阻止いたします要因が、幸いに最近出て來ております。それは過去一年間におきまして、組合金融が系統内にございまして、きつめて低利の国債を債務償還その他形式で手放しまして、さうしてことに收支の段階におきましては社債を持ちかえまして、これで收支が若干好転いたしました。われ／＼はこれらの点もにらみまして運用上の過誤なきを期して参りたい、かように考へております。

特別会計でお貸付になる資金と並びまして、自己資金でも長期の金融をして参るつもりであります。ただこの間に金利の違ひがござりますが、この違ひは、貸付を受ける方の御事情によつて、十分勘案して参らなければならぬ、かように考えております。

○農林委員 私のお尋ねしたのが、徹底していなかつたと思ひますので、重ねてお尋ねいたします。今後提案された農林漁業資金融通法の第二條に記載されておりますところの一号から六号までの貸付を、現在農林中金はどれだけやつておられるか。ただいま理事長のお話のように、利率はこの法による貸付の方がずっと安いのでありますから、当然六十億のこの融資が先にされて、その不足額が農林中金によつてまかなわれることになり、現在の農林中金の融資と今後相当かわつて来ると思ふので、この点現在の六号までの融資は大體どのくらいかということをお尋ねしたのであります。今おわかりにならなければあとでけつこうです。お答えをお願いしたいと思います。

○湯河説明員 ちよつと手元に材料がございませんで、よく取調べましてお答えさせていただきますと思ひます。

○農林委員 ただいま中金に監理官はおられるのか。

○湯河説明員 農林省と大蔵省から監理官を御派遣いただいております。

○農林委員 これは政府の方へお尋ねすべきかと思ひますが、受託者になられる農林中金の御意見も承つておけばけつこうだと思ひますので、この際両方にお尋ねしておきたいと思ふのであります。この第五條の貸付に関する申

込みの受理、審査その他貸付及び回収、これを委託することができ。もちろん審査、これは農林中金が受託者であれば受託者がなさるということになるが、ただ貸付の決定だけはこの限りでない、これは政府がなす。この決定はこの限りでないと思ふが、この行方というふうにするべきであると思ふが、それはあとにいたしまして、貸付の決定は別として、それでは審査あるいは回収等についての責任はどちらにあるか、條文がはつきりしてない、これはまず政府の方からお答え願ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 第五條で、貸付の決定の責任は政府にあるのでありますから、回収不能等の最終的な責任は政府にあるものと考えます。

○農林委員 しかし審査等の受託者がやる。この決定は十分なる審査に基いてすることになる。ところが十分なる注意を払つてその審査が行われているかどうか、これが問題になる。それで、受託者の方で十分注意を払つていなかったために損害が生じた場合の責任はどちらにあるか。またそれがこの條文のどこに明らかになつてゐるか。

○舟山政府委員 審査その他を中金に委託するのでありますから、この委託された範囲内で中金その他の受託者は、十分なる注意をもつて処理しなければならぬ。もしそれについて過失がありますれば、政府に対して受託者が責任を負う、こういう法律構成になると思ひます。

○農林委員 政府に対して受託者が責任を負うというところであります。その規定はどこにあるのか。第八條に罰則が出ておりますが、これはそういう規定ではない。そういう規定はどこにも出ていないが、善良なる受託者としての責任を政府に負う。もしその責任を果せなくて政府に損害を與えた場合は、どういふことになるかということの規定は何ら出ていないが、その規定はどこにあるのか。

○舟山政府委員 ただいまお尋ねの点は、委託という点に關する民法上にあることは民法上の法律の規定が適用されることになると思ひます。

○農林委員 そうすると準則にあるところの、つまり未回収金の二割を受託者が負う、そのほかに民法上の義務を負う、こういう意味であるかどうか。

○舟山政府委員 この二割の責任を受託者が負うということも、委託の際の契約の内容に入つて参るわけでありまます。受託者が政府との委託契約を結びます際に、損失が起つたならばその二割は受託者において負担するという契約、これが内容として入つて参るわけでありまます。

○農林委員 それでは受託者が重大なる過失によつて損害を來した。そういう場合の受託者が政府に負う責任はどこに規定されておりますか。

○舟山政府委員 ただいまの場合も一般の民法あるいは商法の規定によつて、政府が求償權を行使し得るものと考へます。

○農林委員 二割のほかに請求權があると言われるのですか。

○舟山政府委員 必ずしも二割の中に入ると限らないと思ひます。その他手

続に關します重大なる過失があれば、それについては責任を負わなければならぬものではないかと考へます。

○農林委員 私はこの重大なる過失があつた場合の受託者の政府に対する賠償あるいは責任關係の規定というものが、ここになければならぬ、あるいは準則になければならぬが、どちらにもない。それは單に民法上の訴訟になるということである。どうも不足であると思ひますが、これはなお一応私は研究の上であつたためにお尋ねをいたしたいと思ひます。

○舟山政府委員 この二割の損失を受託者が負うのは、何ら過失なくして貸し付けられた貸付金におきましても、債務者の事情等によりまして、返済不能の場合があるわけでありまます。そういうときには、これは政府が一方的に全額責任を負うというのでなく、そういう際には損失をわけ合うという趣旨の規定を解釈いたします。

○農林委員 なお農林中金の理事長にお伺ひしたいと思ふのであります。農林漁業復興融資の問題であります。これが現在十五、六億あるというふうに聞いておられるのであります。これは無理に農林中金に政府が肩がわりさせたものである。農林中金の性格は大體に普通銀行に似かよつたものになつて行く、私はこういうふうに思ふのであります。特に長期の融資を今回の農林漁業資金融通法によつてやつて行くといふことになれば、まず農林中金は短期融資に重点を置いて行くことにならるので、この復興融資の十五、六億、この回収あるいは肩がわりと申しますか、そういう問題が將來農林中金の

んになるのではないかと、かゝるふうに思ふのであります。このままでやつて行けるのかどうか。先ほども申し上げましたように、かなり農林中金の経理上負担になつておるようになつてゐるが、その点御意見を承つておきたいと思ひます。

○湯河説明員 農林漁業復興融資は、當時農林水産業の長期資金を、復興金融庫に農林債券を交付いたしました。得ました資金によつて、中金が手交して來たのでございませう。その当時政府から指令が来ておりました。この復興融資の貸付に關する債權債務並びに損益は別途計上、特別会計の特別経理をするようにという指示を受けておられ、やつて來ておりましたので、一般の農林中金の独自の貸付と今でも截然と區別をいたしておりました。それでこれは始めまして一兩年を経過いたしました、いろいろその借受者の情勢も移りかわつてはありますが、漸次回収もできております。この特別経理をいたしておりました農林漁業復興融資というものは、そのときの政府の指令に基きまして、將來何か農林漁業に対する特別の長期資金を出す施設ができたならば、それに引續ぐということが明記されておりましたので、農林中央金庫の現在の運営においては、さういふ將來の期待をもちまして區別しておりました。われわれは政府のその御旨と申しますか、御指示をそのまま信用いたして経営いたしておるのでございませう。

それから農林中金が商業銀行のような短期金融機關になるのではないかと。長期の金融はこういう特別会計等に重点が移つて行く。そういうときにこの

復興融資が何かになるのではないかと、いふお言葉でございますが、ただいま申し上げましたように、復興融資自身につきましても、復興融資の政府の御指示をいたして、われわれは今後におきましてそれが実現して来るものといたしまして、それが実現するのでございます。そこでわれわれは不安を持つておりませんというところを申し上げたのでございますが、しかし農林中金自身といたしましては、今度政府の委託を受けてやりますこの事業も、農林水産業のために長期投資をするわけでございまして、また独自の立場におきまして、農林債券発行等の方法によりまして、長期資金の調達もいたして参りまして、両者を調整せんばいしながら、は事業を運営して行く。先ほども御質問の中にございましたように、この特別会計資金が出て、あるいは足りないとき、あるいはその向かない方向に對しまして、やはり独自の長期融資を續けて参るつもりを持つておりますことをお答え申し上げます。

○農林委員 私は農林漁業復興融資の十六億の中には、かなり回収不能のものがあるのではないか。あるいはもうすでに延滞しておるものがあるのではないか。そうすれば早急にこれを何とかしなければならぬのではないか、そういう懸念を持つておるのであります。いづれその内容をなお一応伺いたした上で、この際処置をしなければならぬと思つておられますが、この点は後日にいたしまして、政府の方へ伺いたいと思いますが、法第二條の貸付、これは農地の改良あるいは造林、その他これらの事業がすでに着手され、あ

るいはこの事業が半ば以上行われてしまつた、そういうものに對しては貸付をしないのか。つまりこれからこういう事業を始める場合に限つておるのか。これがかなり大事な問題だと思つたので、その点をお尋ねいたします。

○農林政府委員 すでに事業を完成したものにございましては、資金の手当についておるので、新たにこれでお金を借りする必要はないと考へるのでありますが、この制度ができることを予想いたしまして、昨年の冬から現在にかけて工事を施行しておつたものについて、この制度は農林省が昨年来申しております食糧一割増産のための一環でありますので、そういうものに關しましては、この制度によりまして融資の方へ乗りかえて行きたいというふうに考へております。

○小山委員 これは政府にお伺いするのでありますが、予算書を見ますと、六十億の貸付に對して、利息は一億八千四百萬円の収入見込みになつておりますが、そういういたしますと、この金は一体いつごろから貸し始める予定であり、かつこれが全額貸し出されると思われるのは、ことしの何月ごろの予定でありますか、それを伺つておきたいと思ひます。

○農林政府委員 融資は四月一日からただちに開始したいと考へております。預金部資金の借入れが見通しがつきますまでの間は、毎月平均いたしまして五億四千萬円の貸出しをいたしたいと思つております。従いましめて、利息収入は半年に一べんずつとるものでございまして、四月に貸し出したものは十月というふうに、半年ずつづつ入つて来るわけでありま

す。

○小山委員 預金部の借入れができた場合の支払い利息は予算書に見てあります。

○農林政府委員 預金部資金を借り入れた場合の預金部資金に對しまする支払い利息の問題と考へますが、これは現在の予算書では預金部資金の借入れがないものでございまして、支払い利息としては計上してございせん。従いまして借り入れました場合は、収入の方にもう一項新しい項が起りますので、預金部資金の借入金若干ということになりまして、それから支出の方では、預金部資金に對する支払い若干という項が見合うわけでございます。現在の歳出をらん願ひますと、予備費が九千一百萬円とつてございまして、これは預金部資金が入りましても十分間に合ひ、こういうつもりで計上しておるのでございまして。

○小山委員 次に、この前政府から、この預金利子の算定基準を平均利回り六分一厘ということにしたその基準を、お出しになることになつておりますが、まだそれが出ておりませんが、催促いたしますと同時に、農林中金にお伺いしたいのは、かりにこの手数料として年三分と規定してありますが、これはどういふふうにお使いになる御予定でありますか。たとえば金に、地方に参りますと県信連が扱うのか、あるいはまたもと下の協同組合が扱うのか。もしそうだとする場合には、その手数料の配分はどういふふうにお考へておられるのか。それをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○湯河説明員 この農林漁業資金は、御委託がありますれば、農林中金が受託者としてその仕事をいたします。しかし系統あるいは県信連がよいと思ひますが、信連にはやはりその書類の受付とか調査とかいう仕事をしてもらうつもりでございまして、そこで政府から支払われます手数料をいかに使つかうかというところにつきましては、われわれはまだ具体的に検討いたしておりませんが、ただいま申し上げましたように系統、信連等に事務の一部を施行してもらいますときには、その一部を分與する予定になつております。

○小山委員 ただいまの農林中金のお話によりまして、信連が一番下の下部機構の貸付窓口である、こういうお話であります。そうすると法律に書いてある個人を対象とする貸付というものは、おそろく行われぬのではないかと考へております。これについては、立案者はどういふふうにお考へになつておりますか。

○農林政府委員 五條に「その他主務大臣の指定する金融機関」ということにつきましては、主として銀行、たとえば勸業銀行とか地方銀行とかを予定しておるのでございまして、信連及び系統機関は、この農中と一つの系統をなすという意味において、現在のところ取扱ひを委託する予定にはなつておりません。

○小山委員 その点は昨日金融機関としては農林中金であるということをお伺つておるのでありますが、そこで實際問題としての農林中金の態度を聞いたわけでありまして、ところが法律によれば個人も貸付の対象になつておるといふことになつております。ところが農林中金という農林団体の親金融機関であ

るものが、法律上個人に貸し出し得るということになつておるにかかわらず、県信連というものが一番下の窓口とされるならば、實際問題としてできないと思つておるのですが、それについてはどうお考へになりますか。

○湯河説明員 個人に對します貸付は、ただいま銀行局長の御説明のようにわれわれも御指示をいたしてございまして、われわれは系統の組合に對する貸付を扱いますので、組合が借受者になりますときの申込みは、信連の窓口で受けるというつもりでおります。

○小山委員 それから農林中金にちよつと参考のために伺つておきたいのですが、あなたの方の十箇月分の決算書を見ますと、十箇月に十一億の利益を上げております。一箇月あたり一億一千万円、そうすると一年間十三、四億くらいになるだらうと思つておるのですが、こんな利益が出るなら、もう少し貸付條件は安くしてもいいのではありませんか。

○湯河説明員 ただいまお尋ねのように一月末の資産表に十一億円の損益のしりが出ておりますが、それは御承知のようにまだ決算いたしておりません。従つて年度末に至りまして未払い利息、未経過利息等を毎月出してみま

せん、と、正味の剰余金はわからないのであります。だからその中にもございまして、前年度の未経過、未払いの戻入勘定がございまして、そうしたものを引いて計算いたしますと、こんな莫大な剰余金は年度末には出ません。

るものが、法律上個人に貸し出し得るということになつておるにかかわらず、県信連というものが一番下の窓口とされるならば、實際問題としてできないと思つておるのですが、それについてはどうお考へになりますか。

○湯河説明員 個人に對します貸付は、ただいま銀行局長の御説明のようにわれわれも御指示をいたしてございまして、われわれは系統の組合に對する貸付を扱いますので、組合が借受者になりますときの申込みは、信連の窓口で受けるというつもりでおります。

○小山委員 それから農林中金にちよつと参考のために伺つておきたいのですが、あなたの方の十箇月分の決算書を見ますと、十箇月に十一億の利益を上げております。一箇月あたり一億一千万円、そうすると一年間十三、四億くらいになるだらうと思つておるのですが、こんな利益が出るなら、もう少し貸付條件は安くしてもいいのではありませんか。

○湯河説明員 ただいまお尋ねのように一月末の資産表に十一億円の損益のしりが出ておりますが、それは御承知のようにまだ決算いたしておりません。従つて年度末に至りまして未払い利息、未経過利息等を毎月出してみま

せん、と、正味の剰余金はわからないのであります。だからその中にもございまして、前年度の未経過、未払いの戻入勘定がございまして、そうしたものを引いて計算いたしますと、こんな莫大な剰余金は年度末には出ません。

るものが、法律上個人に貸し出し得るということになつておるにかかわらず、県信連というものが一番下の窓口とされるならば、實際問題としてできないと思つておるのですが、それについてはどうお考へになりますか。

○小山委員 未経過引料あるいは未拂利息がある関係上出ないということはわかりましたが、その次に、それは償却すべき貸付金というものはどのくらいありますか。

○湯河説明員 われ／＼の方の債権の中には、それはいろいろ経済情勢で回収滞りになるものもござりますが、極力回収に努めております。それから決算上のくらしい償却するかどうかについては、まだ申し上げられるほどには見積つておりません。いずれこれは三月末あるいは五月決算で繰ざらいたしまして、慎重に扱いたいと思います。

○小山委員 非常にこまかいことをお聞きしますが、農林中金では未経過の割引料あるいは未経過貸出料というものを抽出しておるのですか。それとも後拂いであるから、利息は全部このまま入つて来るのでありますか。割引料の方はいかがですか。

○沼部説明員 手形貸付、手形割引等においては先取り計算をいたしております。だからそこにあてている数字は未経過の分も全部入つておるわけですね。

○三宅(則)委員 私は農林漁業資金融通特別会計法案並びに農林漁業資金融通法案に関連いたしまして、質疑をいたしたいと存じます。実は昨日他の委員会におりまして、出席したのはあとでありましたから、あるいは二重になつてもかまいませんが、二重になつた場合は簡単にひとつ御説明を願いたいと思つております。ただいま同僚奥村委員並びに小山委員から詳細にお質問もあつたわけでありまして、私はごく大綱的なことをお伺いたいたしますから、お答えを願いたいと存するのであります。

ります。今度の農林漁業資金融通特別会計法案につきましては、見返り資金をあてがつておるのであります。見返り資金は二十六年までであつて、二十七年からなくなるといふふうに考へておりますが、これに対して政府はどういうふうに思つておられますか。その辺のいきさつを承りたいと存じます。

○舟山政府委員 見返り資金の将来につきましては、アメリカで来年度、すなわち七月から以降の援助資金をどうするかということにつきまして、いろいろ伝えられておるのではありませんが、まだ責任をもつて申し上げられるような数字は得ておらないのであります。それで二十六年の見返り資金につきましては、過去から時期的にずれて参ります援助資金、これが見返り資金となつて入つておるのであります。従つて二十七年以降のことについては、的確なことは責任をもつて申し上げかねる次第であります。

○三宅(則)委員 この法案の趣旨にあります通り、農林漁業につきまして、長期の金融をなし、かつ低利な融通をする、こういうふうなことを考へておるのですが、そのおもしろいもの、農林に關します点は、土地改良ということを中心として考へられると思つております。私もかつかつて地方に参りますと、農林省は増産には開拓とかあるいは開墾とかいふふうな、荒地を開墾いたしまして増産をはかる点と、もう一つは既設の土地を改良いたしまして増産をはかる点とがあるわけでありまして、一體農林省ではどちらを中心として考へておられますか。この際本法案に関連いたしまして、根本的理由を承りたいと存じます。

○夏堀委員 そういう方面の説明は、きょうは係の人が参つておりませんので、あとでお答えすることにしたします。

○三宅(則)委員 それでは大体この法案に関連いたしまして、農地の改良とすることを中心に考へられるということについて申し上げるのであります。が、これは相当年月を要することとはもちろんであります。これにつきまして各農村地帯におきましては、相当前からの計画もあり、県の指導もあるわけでありまして、これと関係を持ちまして、その土地の有力者もしくはその他

の関といつては失礼であります。が、そういうようなものによつて左右せられる懸念があるのではないかと、このことにつきまして、簡単なことですが承りたいと思つております。

○富谷政府委員 私ども土地改良資金につきまして、すでに融資をやつておるのであります。が、大体農地の解放が進行いたしたので、農村では一部の有力者のために他の零細農がおどらされて、不承々々に土地改良をやるといふような事例は、現在のところ該当はないように考へております。

○三宅(則)委員 大分飛びまして恐縮であります。日本の国有林野ということを中心として、また私有林もあるわけでありまして、ただ山林事業につきましては、相当前からの問題があるわけでありまして、長年かからなければならぬ採算はとれない。たとえ六十一年もたなければ一人前の木に成長しない、こういうことを言われるのであります。が、そういうような長期資金につきましては、一旦これを伐採して植

林いたしますには、相当な金がいりますことは私も承しておるわけでありまして、ところが資金がないというわけでは、はげ山になり、洪水は増し、土地は荒れるといふようなことを私も心配いたしております。本法案につきましては、そういうような植林事業、林道開発、復旧といふようなことも予算の説明書の中に書いてございまして、植林といふようなことにつきましても、相当注意と努力を払われることと考へられるのであります。これについて地方の造林につきましては、相当思い切つて補助を出さなければ進行しないと思つております。政府はどういうふうに考へられておられますか。大局でいつてから承りたいと思つております。

○富谷政府委員 伐採跡地の回復に關しましては、造林五箇年計画を樹立いたしまして進行しているわけでありまして、国の財政の規模から計画通りの回復が進んでおりません。そこで回復補助金が足りない分について、この特別会計で低利の融資をして、その幾分でも補いたいといふふうな計画で進んでいるわけでございます。

○三宅(則)委員 農林漁業資金融通特別会計法案におきましては、造林に關しましては二十年を期間といたしまして、そのうち五箇年をすえ置くといふことになつております。二十年ではおそろしく下刈りをいたし、または成長期間が短縮せられておると思つております。もう少し長期になる必要があると思つております。これに対する根拠はどこに置かれましたか、この際承りたいと存じます。

○富谷政府委員 お説の通り、造林いたしましてその苗木が将来成長したものを伐採して償還するということにいたしまして、非常に長期を要するわけでございます。しかしこれは非常に長期を要しますので、一応最大限二十年見当と押えまして、償還を見込んでございまして、従いまして逆に申し上げますと、別に償還財源を持つていない人ではないと、この造林資金は借りられない。全然はげ山に新たに苗木を植えて、それが成長したのを売つて償還しようといふ人ですと、これはできない。そういう遺憾な結果になつておるわけでございます。

○三宅(則)委員 私はまだ恐縮ですが、もう少しこれは根本的なことになるわけですが、二十年をたとへば今から構想してあるいは変化が来るかもしれないが、たとえば借りかえとか書きかえとか、そういう方法をもつてやる道もあるものでか、ないものでか、この際承りたいと思つております。

○富谷政府委員 融通法の第三條第三項に貸付金の償還は、割賦償還である。つまり元利均等で年賦償還であるといふことが規定してあるわけでございます。従いまして他に償還財源を持つておる人に限りまして、これを借りかえて借りかえといふようなことは、この制度としては予想しておりません。

○三宅(則)委員 その御説明によりまして、その金の金繰りについてはわかりました。私も林道の開発ということにつきましては、これは相当重きを置く必要があると思つて。奥地におき

ましては、りつばな木材があり資材が貯蔵せられておりましたも、これをうまく町場——利用価値の高いところに運搬することが困難だった場合におきましては、その値打が半減したまたはゼロになる。これは当然のことでありま

す。こういうものにつきましては国家が相当目を明いてやつて、私経済に注入するということになると、あるいは疑惑を起すことがあるかもしれませんが、もつと勇敢にこれを援助し、あるいは助成する必要があると思ひますが、これについて政府はどういうふう

に考えておりますか。この際承りたいと存じます。

○富谷政府委員 法律の第二條第三号で「林道の開発又は復旧に必要な資金」ということを規定いたしました。これは貸し出すつもりで予定してあります。第三條のわく内を表をござん願います。」「林道の開発又は復旧に必要な資金」として、第一が公共事業費による補助事業にかかるもの——現在補助金を出しておりますのは御承知の通りで、奥山の開発に対して補助金を出してあります。財政資金の都合で十分な補助ができませんので、それから漏れましましたものを救済して、低利で貸したいというつもりでいたしておるわけ

であります。

○奥村委員 ちよつと……。法第二條の第六号には「農林漁業者の共同利用に必要な資金」これが相当幅がある。たとえば農林漁業者などの共同出荷場あるいは共同の施設、たとえば冷蔵庫、製氷施設、そういうものも含まれることと思ひますが、その範圍も含まれておるのかどうか。この第六号

の範圍をもう少し詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○富谷政府委員 現在の六十億の資金の配分の場合には、第六号に該当いたしますのは、別表にございます通り小水力発電施設に對しまして二億四千萬元、それから北海道魚田開発に對しまして九千三百萬元しか実はないわけでございます。しかしお手元に差上げました政令の中には、これはまだ未定稿でございますが、農産倉庫とかあるいは今お説の冷蔵、製氷施設とかいうものも当然入るものとしてわれ／＼も想定いたしております。これに對して幾

ばくの資金を割當てるかということにつきましては、将来預金部資金が入りまして、この特別会計のファンドが六十億からそれ以上に拡大された場合に限つて、初めてこれにさく余地が出るわけでありまして。現在では遺憾ながら共同利用施設としては、今申し上げた二件以外には配當の余地はないわけであり

ます。

○奥村委員 それで今の予算書及び政府の資料を見ますと、お話の通り六号の規定がごく微々たるものになつておる。そうすると今の御答弁によりまして、新たに預金部の方から繰入れでもあつた場合にわくが広がる、こういうことではありますので一応わかりました。

次に特別会計法の第八條、この会計において、損益計算上利益を生じたときは、一般会計に繰入れねばならぬ。この「政令で定めるところ」——この政令というのはどういうことを意味するの。初年度の六十億、これはほとんど全部無利子であるが、これに對してある程度繰入れすべきでなからうか

と思ひますが、ことし繰入れてないとするならば、どういふ場合に繰入れるかというところをお尋ねしておきます。

○佐藤（一）政府委員 お答えいたします。これは他の特別会計にもしば／＼あるのでございますが、損益の計算をやりますときに、どういふ方法で損益を計算するか、並びに利益の繰入れに際しまして、どういふ時期を選ぶか、たとえば四半期ごとにするとか、あるいは概算払いをするとかいうような時期をきめるというような点を、政令でもつて定める規定になつております。

○奥村委員 同じく特別会計の十七條「金融機關に對し貸付に關する業務を委託した場合においては、当該金融機關に對し貸付に必要な資金を交付することができ、これは貸付を決定した場合に個々に對して貸付する金を個々に渡すのか。あるいはあらかじめ前渡金の形で一定資金を農林中金に渡しておくのかどうか。この点をお尋ねしておきます。

○佐藤（一）政府委員 あらかじめ交付する予定になつております。

○奥村委員 そういたしますと、予算書の百九十六ページの収入の繰入五百万円、これは代行金融機關に交付した資金に關する利子収入、つまりあらかじめ前渡しした資金に對する利子、こういうことに解釈ができるわけであり

ます。このあらかじめ資金を渡した場合の利率は、どういふことになつておりますか。

○富谷政府委員 農林漁業資金の委託業務に關する準則を定める省令案というのがお手元に参つておりますが、その第八條に、受託者は日歩一銭の割合で國庫に納入するということになつて

おります。

○奥村委員 第八條は償還元利金に對し、翌月から一箇月分をまとめて日歩一銭を払ふ。それは貸付金の前渡金とは違ふはずで

す。

○舟山政府委員 日歩一銭で利息をとるように予算書には計算してございます。

○奥村委員 その規定はどこにあるか、あとから承つておきたいと思ひます。

私は最後に二つだけ、どうもはつきりしませんので、重ねてお尋ねしておきたいと思ひます。この準則を見ましたら、審査等における責任の所在が明らかになつていない。そこで準則の第二條を見ますと、元金の償還及び利息の支払い確実に行ふことができること、事業計画が確実に行ふことができること、その基準に基いて適當かどうかを審査し、貸付を適當と認める場合にあつては、その意見書をつけ、または適當でない

と認める場合には、またその意見書を添えて受託者が主務大臣に提出しなければならない。そうするとその審査の場合には、よほど十分の注意をもつて審査しなければならぬ。その審査の責任はどちらにあるか。当然これは受託者にある。その受託者に當然払うべき注意が払われなかつた。つまり注意を怠つておつた。あるいはもう一つ重大なことは、過失によつてという場合の損害を受託者が政府に對して負うその規定がない。その規定がなければ、

そういう場合にはどうするの。ただいま民法によつて規定されておるといふが、それでは民法の何條の規定か。私は當然この準則に規定すべきであると思ひます。その点を重ねてお尋ねしておきます。

○舟山政府委員 この点は先ほどお答え申し上げたのでありますが、やはり民法の一般原則によつて、損害賠償の請求を政府がなし得るといふふうに解すべきであると思ひます。その意味で特に規定はいらないと思ひます。

○奥村委員 民法の一般原則というのはたとえばどういふことですか。これはよほど重大な錯誤あるいは刑事上の事件になるようなことであらば、それは民法にかかるといふ場合には、善良な注意を怠つたという場合にはどうなる。そういうものは民法にどういふ規定があるのですか。

○佐藤（一）政府委員 ただいまのような場合には、もちろん委託契約を結ぶわけでありまして。その委託契約を結びます際に契約の條件をいたしまして、いろいろ／＼なことが考えられるわけでありまして。當然ただいまのような問題については、その際に同じ審査について

は両方に責任があるのでありますが、たとえば金庫の方に責任が主としてある場合と、また政府側が過失を犯した場合と、それらは當然一般の原則によつてその程度考えられるわけでありま

す。そういう点についての一般的のとりきめをする必要が起つて来るわけでありまして。それらに基きまして結局契約上の債務不履行も生じましようし、あるいはまたそれらの契約の内容だけで処理できないものは、民法の七百九條ですか、一般的の損害賠償の規定も適用される場合が起つて来ると思ひますが、いずれにいたしましても、準則でそういうことを規定すべき性質のものでありまして、もと／＼民法という法律によつて処理すべきものであると考へます。

○農村委員 私はいまだ民法のことはわからぬのでありますが、今のお話のように一応契約があつて、その契約に基いて民法の規定が適用されるというように思ふ。そうするとその契約というものは、また別途にこの準則のほかにおつくりになるのかどうか。

○佐藤(一)政府委員 つくる予定であります。

○農村委員 われ／＼大蔵委員会で、公団あるいは特別会計などの審査をやつておられますと、例外なしに政府及び関係機関の無責任な機構が多かつた。それがために政府が非常な赤字を負つておる事案があるので、特に私はこの点をお尋ねしておるのでありますが、それではその契約について追つてまたその内容を承りたいと思ふのであります。

それからもう一つ、昨日も銀行局長にお尋ねしておいたのでありますが、融通法の方は、主務大臣は農林大臣、大蔵大臣になつておる。特別会計の方は農林大臣がこれを管理するということがなつておる。それから農林中金法の主務大臣は大蔵大臣、農林大臣である。何がためにこの特別会計だけを農林大臣一本としたか。その一本にした理由を重ねてお尋ねしたい。

○佐藤(一)政府委員 ごもつとも御質問だと思ひますが、特別会計は、御存じのように非常に技術的な、つまり経理的な技術を扱う会計でございます。それにつきましてはその記帳あるいは整理、それらのことを一箇所の責任をはつきりさせたとところでやるべきものと考えますし、本法の方は、すなわち実体法の方は、それらのポリシーの問題もございまいし、あるいは

は個々の具体的な決定の問題もございしますが、それらについては大蔵大臣並びに農林大臣が、両方の立場から十分連絡をして本法の運営をやる。但し技術的な会計法の経理につきましては、農林大臣がこれを運営して行く。但しこの会計法の運営と申しますのは、結局本法の実体的な結果として現れた経理的な操作でございますからして、これは農林大臣一本で十分であると考えております。

○農村委員 どうもその点も不足であります。この実体法の裏づけとしてこの特別会計法があるのであつて、それなら実体法の主務大臣が農林大臣、大蔵大臣であれば、特別会計も同じであるべきである。大蔵大臣がこの運用について主務大臣として責任を持つて、特別会計の方はその責任を持たない。管理をしない。その理由をお尋ねしておるが、その理由についてはどうも明らかでない。つまり農林大臣、大蔵大臣二人である場合には、責任が明らかでないから一人にした、こういう意味ですか。

○佐藤(一)政府委員 ただいま申し上げましたように、特別会計と申しますのは支出、支払い等の行為に基く経理をやつておるわけでありまして。たとえば小切手を支払います場合にも、これが共管ということになりますと、一農林大臣と大蔵大臣が相談をして、小切手を切らなければならぬということになるわけでありまして。かりに非常な不注意に基く、あるいは政策が不適当であつたために、この特別会計に赤字が出たという問題は、あわせて実体法の共管大臣である大蔵大臣も、一半の責任を負うべきものと

思つております。この所管という意味は、ただいま申し上げましたように、各種の経理手続を両方で同時にやるというところは不可能でありますし、また常に両方が連絡する必要もございませんで、一本でやるようにした次第であります。

○小山委員 きのうからこの質問を留保しておいたのでありますが、ただいま資料をいただきましたが、この手数料三分の案をおつくりになつた所管はどこでありますか。まずそれを伺いた

○富谷政府委員 農林省の金融課の方で原案をつくりまして、大蔵省と協議の上決定したいと考えております。

○小山委員 この原案の三分というのは、それを決定して逆算したように見られる。と申しますのは、まず第一に一人一件当り処理日数八日、これはわれわれそんな手数料がかかるものとは思われない。せい／＼五日くらいです。その次に一人当りの経費を五十万円見しておられる。一人当りの経費が一年五十万円かかるか。それをちよつと伺います。

○富谷政府委員 一件当りの処理日数でございますが、これは他の市中金融機関の実績を参考にいたしました。これはいづれも八、何々日というふうな八日以上かかつておりますので、八日に切りました次第でございます。それから一人当りの経費五十万円でございますが、これはむしろ人件費だけでございませぬ。消耗品費、物件費、それから建物のような固定資産の償却費も含んでおります。これも市中銀行の実績によりまして、現在では一人当り

の経費が五十万円以上になつておるうちに、私も承知いたしております。

○小山委員 そういふふうにおつしやればそうなるのでございまいし、どうもわれ／＼は納得できない。どういふふうな一人当りの処理日数が八日かかる、それから一人当りの経費が五十万円かかることになると、なるほど三分五厘六毛となることになる。それからもう一つ伺いたいことは、平均貸出しが残高三十億となつておりますが、これは初年度は三十億でよろしゅうございまいし、二年度はなぜ三十億になつておるか、それを伺いたい。

○富谷政府委員 初年度分につきましては通年計算いたしましたものですから、このういふふうになつております。それから次年度以降新規貸出しがかりに六十億超りますれば、やはり同様な計算で、次年度新規貸出分については、平均残高に對してどういふふうな計算を適用いたすわけでございます。

○小山委員 次年度から六十億でしよう。それだから三十億で割るのはおかしいじやないか。

○富谷政府委員 去年の分だけを通算いたしたわけでございます。次年度以降は同様の計算が適用されるわけでございます。これは初年度の三十億の平均残高が第二年度以降は……

は三十億になります。

○小山委員 それではその次に伺います。貸倒れは元利とも一〇%と見てありますが、この保証といひますか、住宅金融機関が負担すべき貸倒れの危険は二〇%と見たことと、この貸倒れを一〇%と見たことの関連は、どういふふうな理解すればよろしいのでありましようか。

○富谷政府委員 表の御説明をさせていただきます。貸倒れの一〇%と申しますのは、その一〇%が次の二〇%かける算式の方に金額として上つて来ておるわけでございます。この一〇%は要するに二〇%を金融機関が負担し、残りの八〇%を政府が負担する。その二〇%分だけがこの算式に上つておるわけでございます。従ひまして一〇%を二と八に分担するという計算式になつております。

○小山委員 どうもただいまの説明だけでは、三割の手数料というのは安当だという結論は出ないやうなんです。またもう少し私の方で調べてさらに伺うことにして、きようは質問を留保いたしておきます。

○深澤委員 初めての質問でありますから、根本の問題からお聞きしたいと思ひますが、この特別会計が生れて来るまでには、農林省と大蔵省の間に相當の陣痛の痛みがあつたと思ふわけでありまして。そこで私は提案理由にも御説明になつておりますように、国際情勢の変化による日本の自立経済の一環としての農村の自給体制という問題が出て来たと思ふのです。それで私は今大蔵省の銀行局長にお伺ひしたのであります。これは日本の農村経済が非常に

貧弱である、担保力がないということから今まで財政で吸収し、金融貸付方面は金融機関が担当するということがありまして、その金融を受けることの能力が農村にないという関係上、農村金融というものは実にままた子扱いにされて来た。今度この特別会計が新設されました、幾多の長期資金が流れて来ることを一般農民は期待している。

ところがわれ／＼から申しますれば、この特別会計では根本に問題は解決されないという考えのわけですが、一体大蔵省としては、この特別会計をずつと持統せられる考えを持つておられるのかどうか。そして毎年々々どの程度の農村に対する長期金融を予定しておられるか、その全体的な構想をお伺いしなければ、おそらく農村の人々は安心できないと思う。その全体的な構想というものを、ひとつお持合せがございしましたらお伺いしたいと思ひます。

○舟山政府委員 農業関係の金融は資金が長期でなければならぬ、かつ低利でなければならぬということは常識になつておるのでございます。ところがこれを普通の金融機関で、いわゆるベースに乗った金融としてまかないますときには、とうていその円滑なる運営を期することはできないのであります。何らかの形において、財政のバックのある資金を融通する必要があります。ということは明らかでございまして、その意味で今後予算をもつてこの特別会計をこしらへまして、この種の資金を融通するということは、私どもぜひとも必要であると考えて、この法

案が提案になつた次第でございまして。しこうしてどのくらいの資金を融通したらよいかということ、単に金融面だけで考えるわけにも参りません。すなわち農林行政の上において、どういふような事業を緊急不可欠と見るかといふたような面から、それに伴います資金需要量というものを算定するわけでございます。しかしまた財政でまかないます上において、また財政からする制約があることもやむを得ないところでございまして。本年度はさしたつて六十億の予算が計上されておるのであります。預金部資金につきましても、特別会計法におきましてこれを借り入れることができる道を開いてございまして。昨日も申し上げましたが、現在の予算では預金部資金を幾ら借りるかというところはまだ計上されておられません。今後預金部資金もこれに導入できましますように努力いたしたいと考えております。そうして一体幾らくの資金を今後導入して行くかという問題につきましても、やはり農林行政上の必要量と、さらにこれを財政金融の面から見たしする査定を加える必要が出て参ると存するのでございまして。具体的に幾らかということはまだいまだ考へておりません。

○深澤委員 結局今後の農林行政上の必要に応じて査定を加えるという方が、その査定がいつも非常に辛いわけでは、大蔵省は農村金融というものについては今までの実績であります。そういうことが今までの実績であります。そこで單にわれ／＼は今後の情勢とにら

み合せて査定を加えるということでは、なか／＼安心のできない問題でございまして、従つて單にどうあつてこれだけやるのだ、こういう形では農村の問題を解決できないと思う。資金の需要量というものは実に莫大なものがあると思ひ、また日本経済全体の基礎である農業をもつと充実させるためには、相当これは腹をすてかからなければ私は問題が解決しないと思うのです。そういう意味でとりあえずこれだけ組む、あとの問題はいろいろな情勢と見合つてやるのだ、そういう考えでは根本的な問題の解決にはならぬと思ひますが、今後あなたの見通しとして、農村に今年出したくらいをずつと継続的に出して行けるという見通しがあるのかどうか。大蔵省の腹をまずひとつお伺いしておかなければ、單に今年これだけのものを出しても、あと一体どうなるか少しも見当がつかないというところでは、問題は解決しないと思ひます。今年程度のものをずつと継続してやられるお考えがあるのか。その点をひとつもう一回お伺いしたい。

○舟山政府委員 来年度以降も引続きこの種の資金が出ることを期待はいたしておりますけれども、具体的にどのくらい出るかということ、政策上の問題もありまして、私からは申し上げる限りでないと存じます。

○深澤委員 その問題については、また大蔵大臣にお伺いしたいと思ひます。

それでは農林省のどなたかお見えになつておると思ひますから、お伺いいた

たしますが、農林行政の立場から一番大きな問題は、食糧の自給自足の問題であると考えています。現在三百萬トン程のものを輸入している。これを何とかして国内で解決しよう、こういうことについては一致した意見であり、それに対する努力はわれ／＼も認めていくわけですが、ところが、今度の農林漁業金融に基く経済効果の表を見ますと、大体今度の農業投資によつて経済効果を期待せられておられるのは、六十四萬六千石ということになつておられるわけです。ところが約三百萬トン、大体二千萬石程度のものを日本において増産しなくちゃならないという状態の中で、もちろんほかに公共事業の方面もありましようが、この程度のものでは、現在農林行政の一番の問題であるところの食糧自給自足の問題と照し合せてみて、非常にまだ不十分であると考えてをわれ／＼は持つておるわけですが、農林省としてはどういふお考えを持つておられるか。この点をひとつお伺いしたいのであります。これは農政関係の方がおいでにならぬとすれば、あしたでもいいと思ひます。そういうところから出発しなければ、この問題は――宣伝が非常に大きいので、農村全体が期待しておる。だが来るものは実に部分的にわずかしかならない。農民がまた失望するということから、やつぱり大きな根本方針をきわめておかなければならぬし、また今後どういふぐあいになるか継続されて行くかというところも見きわめておかなければ、單に今年これだけのものをやつても、

これはぬか喜びになるということ、私はそういう全体的な構想を、金融の面と農業計画の面とからお伺いしたいと思つておつたわけですが、あしたの合同審査の場合にでもまたお伺いしたいと思ひます。

そこで私は、こまかい問題については同僚諸君がもう三日間にわたりましたかなり詳しく質問されておるので、重複を避けますが、資金の貸付の場合において問題になりますのは、この資金融通法の第三條の五項に「資金の貸付を行う場合には、担保を提供せなければならぬ。」というところになつておられるわけです。ところが御承知のように、農地調整法並びに自作農特別措置法等の制約を受けて、農村の唯一の財産である農地は担保力がないわけですから、そうすると何を担保として融通せられるか。この担保という意味は何を目的とされているのか。その点をひとつお伺いしたい。

○富谷政府委員 ここに申します担保には、物的担保のほか人的担保も含んでおります。従ひまして物的担保に乏しいものに対しては、人的担保で融資をいたします。

○深澤委員 人的担保というものは、たとえば協同組合等にいたしますれば、組合員の連帯保証、こういうものですか。人的担保という内容をひとつ……。

○富谷政府委員 お説の通り組合の役員個人の保証、あるいは組合員の連帯保証という保証でございます。

○深澤委員 これは同僚諸君から、も

う大分言われたのですが、どうも現在の農村の経済事情から申しますれば、はなはだ利子が安くないと私は思うのです。これはおそらく同僚諸君のところへも非常に陳情書が来ておりまして、うが、せめて四分、五分程度に利子を引下げてもらいたいという要求があるわけですね。きのうの農林省当局のお話によりまして、相当危険負担をしななければならぬということも言明されておる。そういうことを前提としてやるよりも、むしろ農村に返済能力のあるように最初からする必要が私はあるのじゃないかと思う。従つて利子をも少し引下げる考えを持つておるかどうか。もう少し引下げられるような余裕があるのではないかと私もは考へるのですが、この点を——今までの質問と重複にわたるようではありますが、農民諸君が重大な関心を持つておる点でありますから、もう一度お伺いしたいと思ひます。

○富谷政府委員 この貸出しの各業種別の利率は、それ／＼その事業があげます経済効果を勘案いたしまして、各業種が耐え得る最高限度というふうにきめております。何ゆゑに最高限度をきめたかと申しますと、預金部資金の借入れを想定いたしまして、この特別会計によりまして各業種別の貸出しの総平均利率が六分一厘二毛になります。その六分一厘二毛は、一方で預金部資金に対する支払い利息と、それから受託金融機関に対する手数料、及び本特別会計の事務費ということになつてお

りますので、貸出し利率を下げますと勢い収入が減つて参る。従つて預金部資金の借入れの限度が縮小されて、せっかく出るべきフアンドが減少するということになることを、われ／＼はおそれておるわけでございます。

○深澤委員 もう一点だけ……大体農村方面からは預金部資金が実は相当高い上げられておるわけですね。ところがこの預金部資金を借りるのに、相当高い利子を負担しなければならぬということでありまして、その差額を農民自体の個人から計算いたしますと、自分が預金してある預金部資金を使うのに、非常に高い利息を払わなくてはならぬという、個人的に考えれば実にばかばかしい問題があるわけですね。ところが最近においては、この預金部資金すら地方還元が非常に押えられて、基幹産業の金融債引受というような方面にまわつておるもので、農村に相当の不満が起きているようでもあります。従つてもちろんいろいろな資金コストの問題からむずかしい問題もありまして、この利率では、どうも農村がこの特別会計設置に対して、満腔の喜びをもつて迎へることはできないのじやないか。こういうような立場から、もう少し農村の実態というものを私はつかんでいただきたいと思います。農村は決して資本主義的な経営ができていないのです。むしろ自分の血と汗によつて、引合はれない農業を、そして供出制度という公共的な性格を附加されて農業をやつておるわけですね。この農村に、資

本主義的な計算で損をしないような利率でやつて行くということは、実情に即さない。私はあえて御答弁は求めません。現在の農村の置かれておる立場をもう少し考慮されて、農民が、よかつた、これならひとつ増産できるぞというふうな態勢において、資金の融通も考えてもらわなければ、せつかくこの資金融通の法が、かえつて農村から信頼されないという結果になると私は思うのであります。こういう点は十分お考えを願ひたいと思つておるわけであり

ます。

なお根本問題については、明日農林省の方面からお伺ひしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 時間がありませんから簡単に二、三点残つたのを御質問いたします。林道のことにつきまして、先ほど政府当局より御答弁があつたわけでありまして、これはちよつと横車になるかもしれませんが、二十年五年度には三十億円の見返り資金が参りまして、林道の開発とかあるいは森林鉄道とかというふうな方にも、相当振り向けられたと信じておるのであります。今度の法案につきましても、民間林のみを対象として考えられたものと思ふのであります。それについて、ここに資料もあるようであります。造林並びに撫育費、これがなければ林野事業は達成しないと思ひます。この林道というものは道ということを考えておりますから、造林ということと関係

係を持ちまして、撫育費あるいはその他の費用にも相当用いてさしつかえないというふうな、了承してよろしゅうございませうか。この辺を承りたいと存じます。

○富谷政府委員 お手元の資料にございます通り、撫育費は入つておりま

す。

○三宅(則)委員 それでは今度塩田のことについて簡単に質問いたしますから、御答弁願ひます。この塩田について、私も前は前国会において、塩田等災害復旧事業補助法というものをつくつたと記憶いたしておりました。災害があつた場合におきまして、その八〇％は国家が補償し、あとのたしか二〇％を地元において負担する、こういうふうな了承してあるわけでありまして、この二〇％に対してこの法律を適用いたし、あるいは災害に關係いたしたたけの事業についての金を貸すときにこの法律でやろう、こういう趣旨で農林省は立案したのであります。か。その辺を承りたいと思ひます。

○富谷政府委員 お説の通り、塩田等災害復旧事業補助法によりまして助成のあるものにつきましては、その第三條二項一号に掲げてありますように、地元負担について考えておるわけでありまして。今お言葉でございますが、補助率は今私五割と記憶いたしておりますが、割になり、あるいは今度は五割と思ひ

ますが、その明細はともかくといたしまして、少くとも災害復旧に關しまし

ての残りの分に対して、これを融通するといふことに了承したわけでありま

す。私がこの際もう一言つけ加えて質問いたしたいと思ひます。事柄は、この塩田等につきましては、瀬戸内海もしくは東海地方の一部、あるいは北陸地方の一部というふうに限られておるのではありません。あなたにこんなことを聞くのは見当違いかもしれませんが、食塩につきましては相当重点的にやらなければならぬから、改良等につ

きましての便益をはかります。ために、利率をもう少し下げてやる方が適當じやないか、かように考えておりますが、政府といたしましてはどこに根拠を置いて、こういうような利率を考へられておるのか、承りたいと思ひます。最高一割五厘というふうになつておりますが、もう少し下げた方が適當じやないかと思ひますが、どこに根拠があつたかということをお説明願ひたいと思ひます。

○富谷政府委員 先ほど申し上げました通り、各業種の負担し得る最高限度というつもりで規定いたしましたのでござい

す。
それから被補助事業に關しまする算定の基礎は、その資料の一番終りについでありまするが、これはやはりこの利率でペイし得るといふ資料でございます。

○三宅(則)委員 私はここで議論を聞わすわけではございませんが、私の常識から考えますと、林道の開發復旧事業は一割五厘、最低が九分五厘、この塩田等に関する改良といふものが、最高が一割五厘、最低が九分五厘、こういうことを見ますと、どう見ましても、この兩者が一番高い金利であるといふふうに考えられるわけでござい

ます。高い低いを論ずることはどうかと思ひますが、一応今見たところによりますと、どうも適當を欠いてゐるのではないかといふふうに考えるわけでありま

す。しかし同僚委員からも質問があつたと思ひますし、本日は時間も遅いことでもありますからこの程度にして、一応政府において考慮していただきたい、かように考えます。

○小山委員 いつも利率のことにごだわるようでありますが、問題は利率の点にあると思ひます。先ほどの一件当りの経費が五十万円といふのを、まず聞いてみたのでありますけれども、五十万円といふのは人件費を幾らに見られたのか、物件費を幾らに見られたのか、建物償却費その他を幾らに見られたのか、それを伺つておきたい。

もう一つは、農林当局にお聞きすることになるのだらうと思ひますが、こ

こに書いてある利率の最高最低といふのは、どういふ基準で定められるのか。年限は一定してゐるようでありま

す。年限は一定してゐるようでありまして、年限の長短によつて定められるのではないといふことはこれでわかる。どういふ條件によつて最高と最低をきめられるのか、その基準があるかどうか。

もう一つは、ここに書いてありますところの利回りは最終貸付率であるかどうか。たとえば農林中金の場合をとつてみますと、それが農協の信用連合会に貸す、さらに農協の信用連合会に貸す、さらに農協の信用連合会に貸す、というふうなことになるので、この利率よりもはるかに高い利率が、最後の利用者に押しつけられるのかどうか。

あるいはこの利率が一番最後の人が払う利率であるかどうか。この三点を伺ひたい。

○富谷政府委員 五十万円の経費のうち、人件費と物件費との比率は大体六

けは明かになりましたが、そういったし

ますとまずその人件費を六割、つまり年に三十万円見たといふ趣旨のようでありま

す。そして三十万円といふことは、平均ペースは二万六千円、農林中金はそんな高い給料を払つておりますかといふことが一つ。それから物件費の二十万円、これも私はそんなにかかるはずはないと思ひます。すべての営業をやつてゐる場合にはかります。

ただこれでも、この審査なり査定の場合に、それだけのものがかるはずはない。ここに私はこの利率の算定の基礎は非常に甘いという感じを持つてい

つは、利率は中間をとつてやるとおしやる。そうしますと、相手方によつて、あるいは高く、あるいは低いついて、あるいはやらない、あるいは御方針に伺つてよろしうございませうか。つまりある協同組合には五分五厘で貸す、ある協同組合には五分五厘で貸す、事業の性質によつて、たとえば面積が大きいからとか小さいからとか、あるいは改良区々々によつて利率が違ふのでなくして、ちやうどその中間程度のところであつて貸すのであつて、金利水準変動の幅だけは見てあるのだ、こういう答弁に聞かしたのであります。はたしてその通りでありますか。

はこれより多少下つております。それから第二点のお話でございますが、利率は政令一本で定めま

すので、先ほど私のお尋ねした法第二條第六号の規定による資金の貸付、この施行令案の第六條を見ますと、水産物増殖施設、水産物共同加工工場、水産物共同倉庫、水産物貯蔵施設、こういう漁船、漁具等の造成復旧取得に必要な資金、これは北海道に限られてお

る。なぜ北海道のみに限られたか。この点をお尋ねしておきます。

○富谷政府委員 北海道の魚田開發と申しますと、千島、樺太の引揚げ漁民が、これは主として北海道から出か

せに行つておつた人でござい

考えておられないのか。その点をお尋ねしておきます。

○富谷政府委員 これは二十四年度から予算が切られましたのでござい

ます。それ以前は二十六箇所に對して補助いたしておつたわけであります。予算の都合でたしか六箇所に記

算の都合でたしか六箇所に記してありますが、査定されましたので、予算から落ちましたものについては、こういう融資を見返り資金でやる。今後はこれに乗りかえるわけでありま

す。内地の分については共同利用施設という項で、水産業に關しても、ここに書いてありますような、たとえば共同加工場あるいは製氷、冷凍施設といつたものが考えられるのでありますが、何分資金のソースが現在六十億でござい

ますので、これが将来膨張した際にこれについても具体的に幾らというこ

とを考えたといふやうに思つております。

○奥村委員 北海道における見返り資金の融資の申込みは、たしか六件が該

当しないことになつておるのだが、それは主として資本漁業の申込みであつたと私は承知しております。ただいま言われるような樺太、千島からの引揚げ漁民が、見返り資金の融資の申込みを六件もやつておるかどう

か。その点あとから資料をお出し願ひたい。

○富谷政府委員 これはお手元

に農林金融概況という資料を差上げてござい

ます。その第十一表の三というところ

にござい

ますが、それによりますと、魚田開發のために五十四組合が融資を申請いたした。その金額が一億一千万円

であります。これが最後に解除になつた額が、二十組合で四千六百万円という額が出ております。た

だいま御指摘になりましたのは、おそらく水産物の高度利用の製氷、冷凍施設の御質問だと思いますが、それとは別に魚田開発というのが見返り資金にあるわけであります。

○農村委員 この施行令その他いろいろの書類がありますが、借用証書のあて名はどなたになるのかはつきりしていませんのでお尋ねしたい。

○富谷政府委員 農林大臣あての借用書になつております。

○奥村委員 その規定はどこに入つておりますか。

○富谷政府委員 申請書の書式につきましては、お手元にごございまする施行令の中に、主務大臣がこれを定めるということが書いてあつたと思いますが、それによりまして主務大臣が告示できることだと思います。

○夏堀委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十五分散会

〔参照〕

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年三月十六日印刷

昭和二十六年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所